

1 廿日市市訪問介護型サービス（従前相当）サービスコード表（令和4年10月から）

※青色の網掛けが、令和4年10月1日から追加となった部分です。

		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1176単位		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 39単位			1日につき 39
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2349単位		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 77単位			1日につき 77
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度) 3727単位		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		要支援2(週2回を超える程度) 123単位			1日につき 123
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で3回まで 268単位		268	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき

A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ホ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスペースアップ等支援加算	ヲ介護職員ペースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算		